

税務相談室

源泉徴収

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私は内科医ですが、社会保険診療報酬支払基金に請求し、診療報酬の支払いを受ける際に所得税が源泉徴収されています。この場合、源泉所得税の対象になるものはなにか、また、その計算はどのようにになっているのか説明してください。
2. 当病院で雇用している勤続7年10カ月の医師が平成23年7月に退職することになり、退職金を424万円支払うことにいたしました。この退職金から所得税をいくら源泉徴収したらよろしいでしょうか。

回答

1. 社会保険診療報酬には、その月の支払金額から20万円を控除した残額の10%が源泉徴収される。社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬については、同一人に対するその月分の支払金額から20万円を控除した残額に対し、10%に相当する所得税が源泉徴収されることになっています。

ここで言う診療報酬は、社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬を言いますから、当該基金が支払う診療報酬である限り、同法第15条2項の規定により委託を受けて支払われるものは該当しますが、いわゆる社会保険制度に基づく診療報酬であっても、健康保険組合、国民健康保険を行う市町村または国民健康保険組合から直接支払われる診療報酬はこれに該当せず、したがって源泉徴収の対象となりません。

また、「その月分の支払金額」とは、診療機関からその月分として社会保険診療報酬支払基金に提出された診療請求書に対応する診療報酬の額をいい、その月前に支払った診療報酬の額に誤り等があったため、その誤り等をその月分の診療報酬の額で調整したときは、その調整後の金額をいいます。

2. 52,000円を源泉徴収する。

退職所得の受給に関する申告書を提出した者に支給する退職金から源泉徴収する所得税額は、次の算式で求めた「退職所得控除額を控除した後の退職手当等の金額」の2分の1に対して所得税の税率を適用して求めます。

退職所得の金額＝

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額は、次のように計算します。

- (1) 勤続年数が20年以下の場合
…40万円×勤続年数
- (2) 勤続年数が20年超の場合
…80万円+70万円×(勤続年数-20年)

ただし、この金額が80万円未満のときは80万円が、また、障害者になったことに直接起因して退職した場合には上記の算式で求めた金額にさらに100万円を加算した額が、退職所得控除額になります。

注 勤続年数は、退職金の計算の基礎となった年数ではなく、原則としてその退職金の支払者の下において実際に勤務した期間によって計算した年数(勤続期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げて計算した年数)によることになっています。

したがって、ご質問の場合の支払退職金から源泉徴収する所得税額は、次のように求めます。

まず、勤続年数は1年未満の端数を切り上げますので8年となり、退職所得控除額は320万円となります。

$$\begin{aligned} & (\text{収入金額}) - (\text{退職所得控除額}) \\ & = (\text{退職所得控除後の退職手当等の金額}) \\ & 4,240,000\text{円} - 3,200,000\text{円} = 1,040,000\text{円} \end{aligned}$$

なお、退職所得に対する所得税額は、上記の退職所得控除後の退職手当等の金額を2分の1にした金額、すなわち520,000円に、所得税の速算表を適用して求めます。この結果、所得税額は26,000円となります。

所得税額の速算表

課税総所得金額(A)	
・1,950,000円まで	(A)×5%
・1,950,000円超3,300,000円まで	(A)×10% - 97,500
・3,300,000円超6,950,000円まで	(A)×20% - 427,500
・6,950,000円超9,000,000円まで	(A)×23% - 636,000
・9,000,000円超18,000,000円まで	(A)×33% - 1,536,000
・18,000,000円超	(A)×40% - 2,796,000

また、上記退職所得の金額520,000円に係る住民税は46,700円(道民税18,700円、市民税28,000円)となります。この住民税額は退職金の支給者が特別徴収義務者とされ、退職金を支払う際に源泉所得税と併せ徴収し、その支給日の翌月10日までに市町村または市町村の指定金融機関に退職所得割に係る住民税として納入しなければなりません。